

学校いじめ防止基本方針

1 基本的な考え方

学校における「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第2条）であり、人権教育の推進上見逃してはならないものである。

本校では、学校経営の基本方針1「学校の教育活動全体を通じて心の教育を充実する」の一つの柱として

いじめをなくし、差別を絶対にゆるさない。

を据え、いじめを見逃すことなく、差別的言動に対しても許さない態度で接し、心に傷を負わせることのないように、教育活動を進めていく。

2 いじめに対する体制づくり

（1）未然防止 ―いじめ対策委員会の設置―

いじめの未然防止及び早期発見のための取組として、校内にいじめ対策委員会を設置する。

○構成員・・・原則として**校長・副校長・生活指導主任・学年主任・養護教諭**とし、事案の状況により、**関係する教職員・スクールカウンセラー等の参加**を求める。

○役割・・・・①いじめ事案に対して中核となり、組織的な取組を行う。

②いじめに関する情報収集、記録、対応の際の役割分担を行う。

③いじめ防止プログラム年間指導計画の作成、検証、修正を行う。

（2）早期対応 ―緊急いじめ対策会議の開催―

いじめの事実を発見した時には、いじめ対策委員会が必要な人員を招集し、会議を行う。

○役割・・・・①対応方針の策定を行う。

②役割分担と、支援計画を作成・実施する。

③必要に応じて、外部関係機関との連携を図った学校サポートチームを結成し、支援を充実させる。

(3) 重大事態への対応

いじめを基因とする重大事態が発生した時は、ただちに教育委員会に報告し、「いじめ防止対策推進法第28条、30条」に基づいた対応を速やかに行う。

3 学校及び職員の責務

- 人権意識の向上や規範意識の醸成を図るとともに、生命を大切にする心を育むことによって、いじめの防止・早期発見に努める。
- いじめの態様や特質・原因・背景・具体的な指導の留意点などについて、校内研修や職員会議等で周知を図り、平素から教職員全体で共通理解を図っていく。
- いじめをゆるさないという態度を明確にし、問題の背景理解に努め、根本的な理解が得られるまで、粘り強く指導する。
- 担任や一部の教職員のみで対応するのではなく、いじめ対策委員会を中心に組織的な対応、指導を行う。

4 子どもの人権意識を育むために

【各教科の授業を通して】

- 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを行いながら、児童が主体的に考えられる授業を展開していく。
- 日頃の授業の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられるようにする。

【道徳教育を通して】

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において、道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

【特別活動を通して】

- 自分の役割をきちんと果たすことで、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会をつくる。
- 学校外の人々との関わりや集団行動を通して、自己の役割や責任を果たそうとする態度やよりよい人間関係を築こうとする態度を育てる。
- 友達学級（異学年交流活動）の活動の中で、協力したり、協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。